

番号	財源確保先	事業名 新;新規事業 継;継続事業	事業概要	実施内容
1	国補助(4-1) 県負担金	継 住宅相談事業 (入居前支援)	要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援するための住宅相談や住宅情報の提供等に関する事業	・相談窓口の設置(マッチングの実施)(月～金) ・出前住宅相談会の実施 (いわき市住宅再建相談会4回/年) ・ <u>住宅フェア等のイベントへの参加</u>
2	国補助(1-1) 必須 国補助(1-2) 国補助(8-1) 県負担金	継 住宅福祉連携強化事業	福祉部門と住宅部門の連携強化に向けた会議の開催や居住支援法人等(以下「法人等」という。)に係る情報提供、市町村による的確な相談を支援するための住宅相談冊子の作成等に関する事業	・ <u>連携会議の開催(基調講演と先進事例の紹介等)※1</u> ・過年度実施した市町村の見守り等のシステムに関する追跡調査の実施(委託) ・実績レポート2020印刷・配付 ・専門部会開催 ・相談ガイドブックの作成・印刷(一部修正追加) ・県内外の居住支援に関する情報収集・分析・情報提供
3	県負担金	継 高齢者等地域見守りネットワーク形成事業	高齢者の安否確認や見守りサポートを支援するための地域見守りネットワークの構築や協力事業者情報の提供等に関する事業	・高齢者等見守りネットワークに関するHPの維持管理 ・見守りネットワーク参加者の拡大(委託) ・ネットワーク参加者情報の追加(参加者のHP情報等の追加・委託) ・県及び市町村の見守り等システムのHPでの追加掲載(委託) ・居住支援協議会パンフレット印刷配付
4	国補助(3-1) 必須 県負担金	継 新たな住宅セーフティネット制度住宅登録促進事業	新たな住宅セーフティネット制度に基づく住宅登録を促進するための不動産事業者や法人等への周知及び登録申請内容の代行入力等に関する事業	・ <u>居住支援協議会会員の開催するセミナー等において、新住宅SN制度周知及び住宅登録促進のための説明会</u> ・ <u>登録申請に係る情報の代行入力</u>
5	国補助(4-4) 県負担金	継 あんしん賃貸住宅情報提供システムへの登録事業	要配慮者の入居を拒まない低廉な家賃の民間賃貸住宅に係る物件情報の一元的な登録・公開や賃貸住宅オーナー向けの説明会等に関する事業	・ <u>登録協力店及び物件数拡大のための説明会</u> ・協力店及び賃貸住宅情報の登録と公開 ・サービス付き高齢者住宅の空き室情報提供 ・ <u>行政機関や支援者等への相談ガイドブックを利用した説明会</u> ・公的賃貸住宅への入居促進へ向けた取組
6	国補助(4-2) 国補助(4-3) 国補助(5-1) 国補助(8-3) 県負担金	継 居住支援法人等への支援事業 (入居前・後支援)	要配慮者の居住の安定を確保するための入居促進支援や入居施設の運営支援等を行う法人等に対する支援等に関する事	・支援法人等が整備提供するシェルターの空き住戸リスク緩和への支援事業 ・身元・債務保証等サービス等を提供する居住支援法人等への支援事業 ・ <u>訪問見守り・死亡・退去時サービスを提供する居住支援法人等への支援事業(入居継続のため)</u> ・ <u>保護観察対象者等への居住支援のためのサービスを提供する居住支援法人等への支援事業</u>
7	国補助(2-1) 必須 県負担金	継 市町村協議会設立支援事業	市町村協議会の設立に向けた情報提供や会議開催等に関する事業	・福島県・中核市福祉住宅連携促進会議の開催

※1 第1回 福祉住宅連携会議 開催年月日 令和3年10月27日(水)午後1時30分から午後4時

会場 とうほうみんなの文化センター(福島県文化センター)

講師(内容) 神戸大学大学院 教授 平山洋介氏 (住宅政策・施策・福祉住宅の連携)

講師(内容) 西東京市 住宅課(居住支援協議会設立経緯 現居住支援施策と課題 今後の動き)

講師(内容) いわき市 住宅政策課(いわき市賃貸住宅促進計画 新たな住宅セーフティネット推進事業)

講師(内容) アーク賃貸保証(株)(公営住宅の家賃債務保証に関する協定について)

令和3年6月16日

公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会 会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会 福島県本部長 様

福島県居住支援協議会
会長 渡 邊 武



あんしん賃貸住宅登録促進について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協議会の活動につきましては、日頃よりご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成27年度から取り組んでおります住宅確保要配慮者を拒否しない賃貸住宅の登録制度につきましては、貴会会員からも登録協力をいただいておりますが、下記のとおり目標に達しておらず地域偏在もあることから、支援対象者の相談に的確に応えられない状況です。

この制度は、協力事業者及び物件の登録によって、住宅確保要配慮者の円滑入居を促進することを目的としておりますが、必ずしも入居を強要されるものではなく、賃貸住宅所有者並びに不動産管理事業者の空き室解消のツールとしてもご活用いただける制度です。

つきましては、協力事業者及び物件登録についてさらなるご理解ご協力をいただきたく、貴会会員始め住宅所有者様への周知方よろしく願いいたします。

なお、住宅確保要配慮者が入居希望地域に存在する登録事業者の確認ができるよう、昨年に引き続き登録事業者に幟旗、ポスター等を作成配布いたしますのでご承知願います。

併せて、以前、専門部会でご検討いただきました住宅相談ガイドブック（最新版）をお送りいたします。

また、登録にご協力をいただくための要望聴取や意見交換の場を設けたいと考えておりますので、貴会の研修会等も活用させていただきたく、計画がございましたら日程をお知らせ願います。

記

1. 登録エリア

福島県の行政区域（8区域）

2. 登録戸数

初期目標として各区域毎に100戸以上、全県1,000戸以上

★R03.3 現在、登録戸数は132戸、空き家戸数は99戸

3. 協力業者数（賃貸住宅仲介を主とする事業者）

初期目標として、各区域毎に10社以上、全県100社以上

★R03.3 現在、登録数57社

※詳細は別紙資料をご参照ください。

事務局：一般財団法人福島県建築安全機構内

〒960-8061 福島市五月町4-25

電話 024-563-6213

FAX 024-529-5274

古河・齋藤

R2年度【あんしん賃貸住宅登録促進事業実績等】

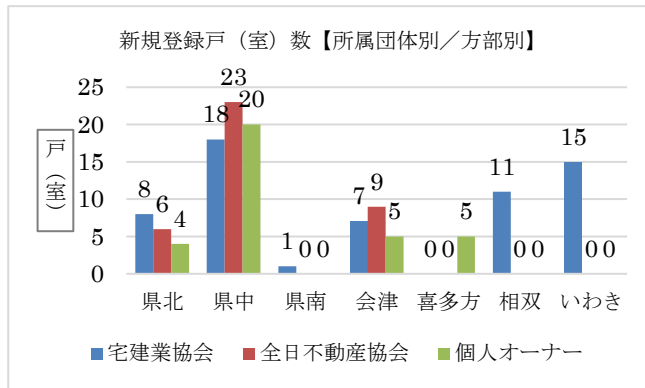
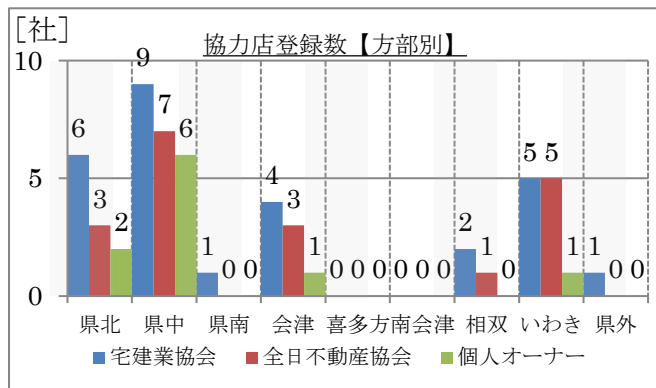
① [福島あんしん賃貸住宅]登録状況

住宅確保要配慮者が安心して民間賃貸住宅に入居できるシステムを構築し登録促進

登録件数【協力店】57社 【空き室数】99戸(室) 【物件の新規登録戸(室)数】132戸(室)

※空き家(室)登録は随時登録

(※令和3年3月31日現在の情報)



【協力店登録数】

方部 [所在地]	宅建業 協会	全日不動 産協会	個人 オーナー	総計
県北	6	3	2	11
県中	9	7	6	22
県南	1	0	0	1
会津	4	3	1	8
喜多方	0	0	0	0
南会津	0	0	0	0
相双	2	1	0	3
いわき	5	5	1	11
県外	1	0	0	1
総計	28	19	10	57

【新規登録戸(室)数】

方部 [物件]	宅建業 協会	全日不動 産協会	個人 オーナー	総計
県北	8	6	4	18
県中	18	23	20	61
県南	1	0	0	1
会津	7	9	5	21
喜多方	0	0	5	5
南会津	0	0	0	0
相双	11	0	0	11
いわき	15	0	0	15
総計	60	38	34	132

② あんしん賃貸住宅及び協力事業者の存在が容易に分かるためのツール

住宅確保要配慮者及び支援者にとって、あんしん賃貸住宅及び協力事業者の存在が容易に分かるためのツールとして、ポスター、のぼり旗等を作成し協力事業者に配布した。

＜実施概要＞



～賃貸住宅経営者・不動産管理事業者の皆様へ～
あんしん賃貸住宅登録制度のお知らせ

福島県／福島県居住支援協議会

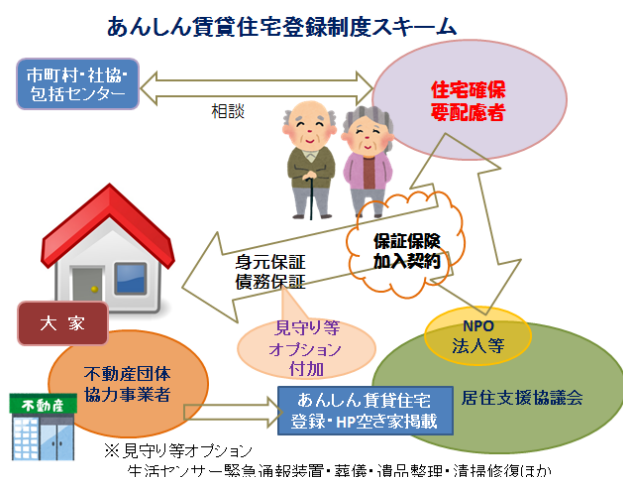
住宅確保要配慮者のために **空き家をお貸しください！！！！**

住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、子育て家庭等）が、入居できる賃貸住宅（貸し家・アパート）を探し当てることが困難なことから、入居可能な賃貸住宅の登録制度を進めています。

(※無条件での入居受け入れを求めるものではありません。)

今、賃貸住宅経営者並びに不動産事業者の皆様にご理解をいただきながら、入居を拒否しない賃貸住宅登録制度の構築を進めているところです。対象者の入居に当たり、既往の債務保証等で対応が困難な場合に、経営者や事業者の皆様の不安を緩和するため、当協議会の構成員であるNPO法人等が、一定の手続きの基に債務保証や入居保証、万が一の際の緊急対応等を行うものです。

※管理されている空き家について、協議会のHPに掲載します。サービス付き高齢者住宅の登録もお願いします。



※県内各地域に構築

■福島県居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第10条に基づき設置される団体であり、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々への情報の提供等、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する措置を決定し実施する組織です。福島県、市町村、社会福祉団体、**不動産団体**（宅建協会・全日不動産協会・ちんたい協会福島・日管協福島県支部）、商工金融団体、建築関係団体等で構成されています。

賃貸住宅登録及び協力事業者登録にご協力いただける場合は、下記事項を記載のうえFAX、メールでお送りください。折り返しご連絡いたします。 ■お問い合わせは ⇒福島県居住支援協議会

電話：024-563-6213 FAX：024-529-5274 Mail：info@fukushima-kyojushien.jp

会社名・代表者名			ご担当者名		
所在地			電話番号	—	—
			F A X 番号	—	—
所属団体	・ 宅建協会 ・ 全日不動産協会	拒否をしない物件の 保有戸数	戸	Email	@

避難者住宅確保・移転サポート事業について

1 本事業の目的

応急仮設住宅の供与が継続する大熊町・双葉町では、今もなお多くの避難世帯が応急仮設住宅での生活を余儀なくされておりますが、生活再建を進めていくためには、避難指示が継続している中にあっても安定した住まいに移行することが望まれます。

また、避難指示が解除された区域等から避難され、生活環境の変化等により住み替えが必要となる世帯につきましても、安定した住まいに円滑に移行することができるよう支援を行い、生活再建を後押しします。

2 本事業の内容

- (1) 住まいの確保に関する電話・訪問による相談対応
- (2) 空き物件情報の収集、提供
- (3) 不動産事業者への同行等による物件探しの支援
- (4) 不動産事業者等との契約手続に関する支援
- (5) 運送事業者との契約手続に関する支援(転居が必要な場合)

3 本事業の対象者

- (1) 応急仮設住宅の供与が継続する世帯
- (2) 上記のほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯

4 本事業の活用実績

実施年度	相談世帯数	電話相談件数	訪問相談件数	確保世帯数
H28(1-3月)	79	-	210	50
H29	35	-	189	28
H30	140	325	289	15
R元	113	304	180	25
R2	31	111	32	5

5 本事業の委託先

県内外に避難されている世帯で、高齢、低所得等で住まいを探すことの難しい世帯が一定数あることが想定されることから、平成29年度に県内で実施した当事業を、平成30年度から避難者の多い都県(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県)に拡大しました。

○ 令和3年度の委託団体

福島県: 特定非営利活動法人市民協福島
茨城県: 一般社団法人ふうあいねっと
栃木県: 一般社団法人栃木県社会福祉士会
埼玉県: 公益社団法人埼玉県社会福祉士会
千葉県: 特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
東京都: 社会福祉法人やまて福祉会
神奈川県: 中高年事業団やまて企業組合
新潟県: 公益社団法人新潟県社会福祉士会